

法教育の可能性

—— 法教育を活用した情報モラル講習の実践報告

田中 友里（群馬県行政書士会）

昨今社会問題となっている子どものネットトラブルについて、予防的教育として法教育の必要性を感じている、または実施しておられる先生方もいらっしゃると思います。本発表の特徴のひとつとして、法教育を主に第三者とのトラブルであるネットトラブル（外的要因）の予防目的のみならず、ネットやオンラインゲームに依存（以下、ネット・ゲーム依存）する問題（内的要因）の予防にも適用しようとする試みの紹介であるということです。また、児童・生徒に法教育を普及させることを目的として、保護者（又は親子）向けや教育者向けの授業も積極的に行っており、その効果やアンケート結果も共有させていただきます。

今回はネット・ゲーム依存の問題に法教育を活用することで予防に繋がる点を示していくことに重きをおいています。依存症という人の内面的な問題と思われがちな状態の回避を法教育という手段を用い、それを情報モラルの授業として行うという取り組みであります。

また、学校における情報モラル講習の役割とは何なのか。情報を取り扱う上で身につけたい道徳観、倫理観について法教育を活用することでこれらの観念の取得を目指します。モラルについては法律や規則の有無に関係がないとされる一方で、これらの観念にも繋がる「よりよく生きたい」の気持ちをこども基本法、子どもの権利条約を用いて「法的なものの考え方」を伝える人権教育としての側面を持つことで育むことができないか、検証しているところです。そしてデバイス利用については家庭での教育を期待する一方で「学校だから伝えられること」もあり、学校の授業でデバイス利用ルールについて取り扱う必要性も検討して参ります。

本発表では群馬県教育委員会から受託した情報モラル講師を3年間務めた立場から、ネット・ゲーム依存の現状と課題を知り、予防策の検討をする中で子どものための法律やそれらの「法的なものの考え方」についても紹介、実生活を例に挙げ身近なこととして実感することで法教育の認知拡大を目指すものです。実際の講習実施における流れと結果について下記の通り報告いたします。

- ・講習依頼の経路
- ・事前打ち合わせ
- ・情報モラル講習内容
- ・アンケート結果（教員向けのみ）

またウェルビーイングの観点もこども家庭庁は重要視しており、その点も網羅した授業の実施を目指しています。本発表を通じて法教育の可能性を共有させていただくと共に忌憚ないご意見賜れますと幸いです。